

くらしの「音」に気配りを

「もう少しボリュームを落としてくれたらなあ」

「足音や椅子を引く音がうるさいなあ」

このように感じたことはありませんか。

誰もが「音」を出しながら生活しています。

その音を近隣の方が不快に感じると「生活騒音」となります。

皆さんの暮らしの「音」に気配りをお願いします。



こんな気配りしませんか？

©2014 大阪府もずやん

家庭用機器

掃除機、洗濯機

早朝や夜遅くには使用しない。



エアコンの室外機、給湯器

設置の際は、場所や向きに配慮する。使用するとき、時々、音を確認する。

音響機器・楽器

テレビ、オーディオ機器

早朝や夜間は音を小さくする。
イヤホン、ヘッドホンを使用する。

ピアノなどの楽器類

時間帯を考える。
窓やドアを閉める。
防音対策を施す。



生 活

ドアの開閉音

静かに開け閉めする。
すき間テープなどの緩衝材をつける。



足音、子どもが走る音

床にマットなどを敷く。

話し声

声の大きさに気を付ける。
窓やドアを閉める。

そ の 他

換気

窓を開けて換気するときは、音が外に漏れやすいので注意する。

車などのアイドリング、空ぶかし

不必要にしない。

ペットの鳴き声

小さい時からしつける。
室内で飼う。



集合住宅での騒音について

マンションなどの集合住宅では、家庭用機器、音響機器の音、話し声や人の足音など、日常生活に伴う「音」によって、両隣や上下階の人に迷惑をかけることがあります。また、お互いの生活パターンの違いなどのライフスタイルへの配慮も必要です。



生活騒音に悩まされたら、苦情を受けたら

生活騒音への規制は、府民の日常生活自体に制限を加えることになるため、騒音や振動に関する法律や条例では、行っていません。良好な生活環境のためにも、当事者、近隣の関係者の皆さんの協力で解決していただく必要があります。

○生活騒音に悩まされたら

相手に直接伝えることは、なかなか難しく、また、相手も気づいていないことがあります。
まずは、家主や管理組合、管理会社など、近隣の関係者に相談してみましょう。

○苦情を受けたら

- 今より少し音を小さくしたり、音を出す時間帯を変えたり、できることは対応しましょう。
- 対応が難しい場合は、相手に直接伝えず、家主や管理組合、管理会社など、近隣の関係者に相談してみましょう。

当事者・関係者での解決が困難な場合は

当事者、近隣の関係者の皆さんでの解決が困難な場合は、法律の専門家への相談や紛争解決に関する手続きの利用なども考えてください。

法律に関する相談先の例（一部有料）

- 市町村などが行う無料法律相談
- 大阪弁護士会 総合法律相談センター
- 日本司法支援センター大阪地方事務所（法テラス大阪）

下記の生活騒音に関するウェブページでも相談先をご紹介しています。

裁判外の紛争解決手続（ADR）の利用（有料）

- 裁判所の民事調停
- 法務大臣認証事業者
▶公益社団法人 民間総合調停センター
- ▶マンション紛争解決センター® など

大阪府ウェブページのご紹介

大阪府では、生活騒音に関する情報をウェブページに掲載しています。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kotsukankyo/oto/seikatsu.html>

